

注意: この文書の公式版は英語版とし、www.affirmtrust.com/resources または他の affirmtrust.com の URL に掲載されています。この文書の日本語版と英語版の間で差異がある場合には、英語版が優先するものとします。

お客様が、AffirmTrust の証明書のアイデンティティ情報に依拠したり、AffirmTrust の証明書を検証したり、AffirmTrust の証明書失効に関するデータベースを利用したり、または AffirmTrust の証明書関連の情報（総称して「AffirmTrust 情報」）に依拠したりする前に、本依拠当事者規約（「規約」）を必ずお読みください。本規約の条件に同意されない場合は、クエリーを行わないでください。また AffirmTrust 情報をダウンロードしたり、それにアクセスしたり、または依拠したりしないでください。お客様が本条件に同意していただいた場合に、AffirmTrust 情報を本規約に従ってご使用いただくことができます。

1. 当事者; 規約適用期間: 本契約は、お客様と AffirmTrust の間の契約となります。本規約は、お客様が AffirmTrust の証明書をサーチするため AffirmTrust によってセキュアな Web サイトの閲覧を行ったとき、または上記前文に定めた方法で AffirmTrust 情報に依拠したときに発効します。本規約は、お客様が AffirmTrust 情報を利用しているか、それに依拠している間適用されるものとします。

2. 情報に基づく決定: お客様は、以下の事項について承認し同意するものとします。（i）証明書の情報に依拠するかどうかを、情報に基づいて決定するため、それに十分な情報を有していること。（ii）お客様は、AffirmTrust 情報を本規約に準拠して利用し依拠すること。したがってお客様は、本規約に定める義務の遵守を怠った場合の法的結果に対し責任を負うものとします。お客様は、AffirmTrust の証明書の情報に依拠するか否かの決定について全責任を負っています。

3. お客様の義務: お客様は、依拠当事者として、以下に定める方法により AffirmTrust 情報に依拠することの合理性を確認する義務を負います。（i）証明書を所与の目的のために使用することが、所定の状況で適切か否かを評価すること。（ii）デジタル署名の検証動作またはその他の暗号化動作各々に関し、AffirmTrust の証明書の依拠条件として、お客様が希望する当該動作が行えるような適切なソフトウェアまたはハードウェアを利用すること。および（iii）お客様が依拠したいと考える AffirmTrust の証明書のステータスはもちろん、一連の AffirmTrust の証明書の有効性をすべてチェックすること。

4. 使用の制限: お客様は、ここに、AffirmTrust の証明書に含まれる公開鍵に対応した秘密鍵が盗難またはその他の危殆化（かかる危殆化は検知される場合

もされない場合もあります) を被る可能性があること、また盗難されたか危殆化された鍵がデジタル署名の偽造に使われる可能性があることにつき、通知を受けたものとします。

5. AffirmTrust の保証： AffirmTrust は、AffirmTrust の CPS の第 9.6.1 条で記載したように、依拠当事者およびその他の者に対して限定的な保証および責任の否認を行います。当該 AffirmTrust の CPS に定められた限定保証および責任否認は、お客様に対して、またお客様が AffirmTrust、AffirmTrust グループおよび AffirmTrust グループの関連会社に対して請求を行うすべての請求に適用されることに同意するものとします。

上記の限定的保証を除き、AffirmTrust、AffirmTrust グループおよび AffirmTrust グループの関連会社は、本規約または証明書に関し、明示か黙示かを問わず、事実によるか法律の運用によるかを問わず、いかなる表明、条件、保証または誓約も明示的に否認し、それらを行わない。これには品質、商品性、非侵害、所有権および特定目的への適合性の保証のすべてが含まれるが、これらに限らない。したがって法律もしくはコモンロー、商習慣、取引過程その他によって暗黙に認められているすべての保証、表明、必要条件、約束、条件および義務は、ここに法で認められる限りで最大限排除される。

6. 責任の制限： AffirmTrust、AffirmTrust グループおよび AffirmTrust グループの関連会社は、該当する CPS の第 9.8 条に記載されているように、依拠当事者およびその他の者に対する責任を限定しています。お客様は、CPS に含まれる責任の制限が、お客様および AffirmTrust、AffirmTrust グループおよび AffirmTrust グループの関連会社に対して行うすべての請求に適用されることに同意するものとします。

7. 補償： お客様は、以下の事項から第三者からの請求、訴訟、法的手続き、判決、損害賠償金および訴訟費用（これには合理的な弁護士費用や経費が含まれます）が生じた場合、それらすべてに対して、AffirmTrust、AffirmTrust グループおよび AffirmTrust グループの関連会社およびその取締役、株主、役員、代理人、従業員、承継人および譲受人を補償し、弁護し、かつ免責するものとします。

(i) お客様が、本規約にしたがって依拠当事者の義務を履行するのを怠った場合。(ii) お客様が AffirmTrust の証明書に依拠することが所定の状況で合理的でない場合。または (iii) お客様が、AffirmTrust の証明書が期限切れか失効しているかを確認すべく AffirmTrust の証明書の現状チェックを怠った場合。

AffirmTrust は、かかる請求がある場合、それを速やかにお客様に通知するものとします。一方お客様は、かかる請求（和解が含まれます）の弁護に全責任を負うものとします。ただし、(a) お客様は、AffirmTrust に当該訴訟または和解の経過を知らせるとともに、かかる経過に関連して AffirmTrust と協議するものとします。(b) お客様は、AffirmTrust の書面による同意なしに（ただし当該同意

は不当に留保してはならないものとし、当該請求を和解する権利はないものとし、ただし、当該和解が、犯罪行為、刑事訴訟または刑事手続きから生じたかそれらの一環である場合、または当該和解に、AffirmTrust 側の責任や不正行為（それらが契約を根拠とするか、不法行為を根拠とするか、またはその他の根拠によるかは問いません）に関する定めがあったり、AffirmTrust、AffirmTrust グループまたは AffirmTrust グループの関連会社側がそれらを認容したり承認する内容が含まれる場合、または当該和解により、AffirmTrust が特定履行を求められたり金銭賠償以外の法的救済を要求される場合には権利を有するものとし、さらに (c) AffirmTrust は、自ら費用を負担して、自選の弁護士によって請求の弁護に参加する権利を有するものとし、本第 7 条の条件は、本規約が終了した後も有効に存続します。

8. 不可抗力： 何れの当事者も、以下に起因して本規約に基づく自らの義務（ただし支払い義務は除きます）の履行が停止、中断、または遅延した場合、それらは本規約に基づく不履行とはみなされず、また相手方当事者にもそれらに対する責任を負わせてはならないものとし、すなわち、地震、洪水、火災、暴風雨、自然災害、天変地異、戦争、武装テロ、武力紛争、労働ストライキ、ロックアウト、ボイコット、またはその他当該当事者が適切に制御できない類似の事由による場合とします。ただし、本第 9 条に依拠する当事者は、(i) 速やかに上記について書面で通知し、(ii) 当該不可抗力事由の影響を緩和するために合理的に必要なとされる措置をすべて講じるものとし、さらに、ある不可抗力事由が合計で 30 日を超える期間継続した場合、いずれの当事者も、書面で通知して、本規約を直ちに終了することができます。

9. 分離可能性： 本規約のある規定が、何らかの点において管轄裁判所により無効、違法または強制不可能と判示された場合でも、本規約の残りの規定の有効性、合法性および強制可能性は、これらにより何ら影響を受けたり損なったりしないものとし、

10. 準拠法： 本規約の理解、有効性、解釈、強制可能性、および履行は、法の抵触を除き、日本の実体法に準拠します。国際物品売買契約に関する国連条約の本規約への適用は、明示的に除外されます。本規約に起因して、または関連して、あるいは証明書または証明書に関連して提供されるサービスに関連して発生した紛争が裁判外紛争処理によって解決されない場合、地方裁判所またはオンタリオ州オタワに置かれた連邦裁判所に持ち込まれ、各個人、事業体、または組織は、かかる紛争に対して裁判所が裁判所対人管轄権および専属管轄権を持つことに同意するものとし、問題が地方裁判所または連邦裁判所に持ち込まれた場合、お客様は、お客様が持つ陪審裁判を受ける権利を放棄するものとし、

11. 紛争の解決： AffirmTrust およびお客様は、訴訟を始める前に、紛争または請求の友好的な解決を模索することに合意するものとし、ただし、いずれの

当事者も、資産または法的権利が害されないようにするため、いつでも訴訟を開始することができるものとします。

12. 権利譲渡: AffirmTrust は、通知や同意を要することなく、本規約に基づく自己の権利や義務をいつでも譲渡できます。別段の定めがある場合を除き、本規約に基づくお客様の権利は、譲渡したり移転したりできません。お客様の債権者が本規約上のお客様の権利に権益を取得しようとした場合、それが差押えか、財産差押えか、債権差押えかその他の方法かによらず、AffirmTrust は、自らの選択により、本規約を取消すことができます。

13. 通知: お客様が、本規約に関し、AffirmTrust に通知、要求または依頼をする場合は、すべて書面により：法律顧問、Entrust Limited (商号：AffirmTrust) (カナダ、オンタリオ州 K2K 3E7 オタワ、Innovation Drive 1000) 宛てに行うものとします。

14. 全体合意: 本規約は、想定される取引に関し、AffirmTrust とお客様との間の了解事項および合意のすべてであり、したがって口頭か書面かを問わず、それに関して従前にまたは本規約と同時に交わされた表明、了解事項、合意または連絡事項に取って代わるものとします。

15. 定義:

「AffirmTrust」は、AffirmTrustとして事業を行うカナダ、オンタリオ州の企業、Entrust Limitedのことです。

「AffirmTrustグループ」は、Entrust Holdings, Inc.とその子会社、ライセンサー (Microsoftの疑義を避けるために含める)、リセラー、サプライヤー、およびそれらの取締役、役員、従業員、代理人、独立請負人の総称です。

「AffirmTrustグループ関連会社」は、Entrust Datacard Corporationとその関連会社の総称です。

「証明書」：最小限以下のことを記したレコードといたします。(a) すなわち、「証明書」を発行する CA を確認し、(b) それの加入者を挙名するか確認し、(c) 当該「加入者」が管理している「秘密鍵」に対応した「公開鍵」を記載し、(d) 当該「証明書」の「有効期間」を確認し、かつ(e)当該「証明書」のシリアル・ナンバーを記載するとともに、CAによって電子署名された記録です。「証明書」という語は、CPS で使われた場合、AffirmTrust が本規約にしたがって発行した「証明書」をいいます。

「認証局」または「CA」とは、証明書が発行、停止または失効を行う権限を有する機関をいいます。本規約においては、CAとはAffirmTrustをいうものとします。

「認証業務運用規定」または「CPS」とは、CAが証明書を発行する際に使用している業務内容を記した書類で、適宜修正された場合はその修正版をいいます。AffirmTrustのCPSは、www.affirmtrust.com または、AffirmTrustのWebサイトの他のURLに記載されています。

「依拠当事者」とは、証明書に依拠して行為する個人または組織をいいます。

「リポジトリ」とは、リポジトリ用のリンクから入手できる各種資料をいいますが、そのリンクには証明書が発行されたWebサイトからアクセスできます。AffirmTrustのCPSは、www.affirmtrust.com または、AffirmTrustのWebサイトの他のURLに記載されています。

「加入者」とは、証明書の対象者である人、組織または事業体で、証明書の発行を受け、かつ、発行時に証明書に記載された公開鍵に対応する秘密鍵を使用することができる者およびその権限がある者をいいます。